

(環境の保全の配慮についての審査等に係る法律の規定)  
 第十三条 法第七十二条第十七項第一号の法律の規定であつて主務省令で定めるものは、鉄道事業法  
 第八条第二項(同法第九条第二項(同法第十二条第四項において準用する場合を含む。))又は同法第  
 十二条第四項において準用する場合を含む。))並びに土地区画整理法第九条第一項(同法第十条第三  
 項において準用する場合を含む。))、同法第二十一条第一項(同法第三十九条第二項において準用す  
 る場合を含む。))及び同法第五十一条の九第一項(同法第五十一条の十第二項において準用する場合  
 を含む。))とする。

第十四条 法第七十二条第十七項第二号の法律の規定であつて主務省令で定めるものは、土地区画整  
 理法第五十二条第一項、第五十五条第十二項、第七十一条の二第一項及び第七十二条の三第十四項、  
 軌道法第五条第一項及び第三十三条(軌道法施行令第六条第一項に係る場合に限る。))とする。

この省令は、法の施行の日(平成二十三年十二月二十六日)から施行する。

告 示

○内閣府告示第三百二十号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十四条第三項の規定に基づき、  
 内閣総理大臣の定める利子補給率を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

東日本大震災復興特別区域法第四十四条第三項の内閣総理大臣の定める利子補給率は、○・七パー  
 セント以内とする。

附 則

この告示は、東日本大震災復興特別区域法の施行の日(平成二十三年十二月二十六日)から施行す  
 る。

○厚生労働省告示第四百六十八号

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離  
 放射線障害防止規則(平成二十三年厚生労働省令第百五十二号)第二条第六項及び第七項、第五条第  
 二項、第三項、第六項及び第七項、第六条第二項、第七条第一項第三号並びに第十六条第一項の規定  
 に基づき、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に  
 係る電離放射線障害防止規則第二条第六項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法、基準及び区  
 分を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る  
 電離放射線障害防止規則第二条第六項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法、基準及び  
 区分

(除去土壌等の放射能濃度を求める方法)

第一条 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係  
 る電離放射線障害防止規則(以下「除染規則」という。))第二条第六項の厚生労働大臣が定める方法は、  
 次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 試料(除去土壌のうち最も放射能濃度が高いと見込まれるものをいう。次号において同じ。)に  
 ついて作業環境測定基準(昭和五十一年労働省令第四十六号)第九条第一項第二号に規定する方  
 法により分析し、当該試料の放射能濃度を測定すること。

二 前号の規定にかかわらず、試料の表面の線量率と放射能濃度との間に相関関係があると認めら  
 れる場合にあっては、次のイからハまでに定めるところにより算定することができること。  
 イ 試料を容器等に入れ、その重量を測定すること。  
 ロ イの容器等の表面の線量率の最大値を測定すること。  
 ハ イにより測定した重量及びロにより測定した線量率から、試料の放射能濃度を算定すること。

2 前項の規定は、除染則第二条第七項の厚生労働大臣が定める方法について準用する。

3 第一項の規定は、除染則第五条第二項第一号の厚生労働大臣が定める方法について準用する。

4 第一項の規定は、除染則第七条第一項第三号の厚生労働大臣が定める方法について準用する。

(平均空間線量率の計算方法)

第二条 除染則第五条第二項各号列記以外の部分の厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に定める  
 ところにより算定するものとする。

一 測定点は、除染則第五条第一項に規定する除染等作業を行う作業場の区域(当該作業場の面積  
 が千平方メートルを超える場合にあっては、当該作業場を千平方メートル以下の区域に区分した  
 それぞれの区域をいう。)の形状が次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄の位置  
 とすること。

一 正方形又は長方形の場合	正方形又は長方形の頂点及び当該正方形又は長 方形の二つの対角線の交点の地上1メートル の位置
二 一以外の場合	区域の外周をほぼ四等分した点及びこれらの 点により構成される四角形の二つの対角線の 交点の地上1メートルの位置

二 除染則第五条第二項に規定する平均空間線量率は、前号の全ての測定点において測定した空間  
 線量率を平均したものとすること。

三 作業場の特定の場所に事故由来放射性物質が集中している場合その他の作業場における空間線  
 量率に著しい差が生じていると見込まれる場合にあっては、前号の規定にかかわらず、除染則第  
 五条第二項に規定する平均空間線量率は、次の式により計算することにより算定すること。

$$R = \frac{\sum_{i=1}^n (B_i \times WH_i) + A \times (WH - \sum_{i=1}^n (WH_i))}{WH}$$

この式において、R、n、A、Bi、WHi及びWHは、それぞれ次の値を表すものとする。

- R 平均空間線量率(単位 マイクロシーベルト毎時)
- n 空間線量率が高いと見込まれる場所の付近の地上1メートルの位置(以下「特定測定  
点」という。)の数
- A 第二号の規定により算定された平均空間線量率(単位 マイクロシーベルト毎時)
- Bi 各特定測定点における空間線量率の値とし、当該値を代入してRを計算するもの(単  
位 マイクロシーベルト毎時)

WHi 各特定測定点の付近において除染等業務を行う除染等業務従事者のうち最も被ばく線  
 量が多いと見込まれる者の当該場所における一日の労働時間(単位 時間)

WH 当該除染等業務従事者の一日の労働時間(単位 時間)

四 空間線量率の測定に用いる測定機器については、作業環境測定基準第八条の表の下欄に掲げる測定機器を使用すること。

(内部被ばくに係る検査の方法)

第二条 除染則第五条第二項第二号の厚生労働大臣が定める方法は、次の各号のいずれかとする。

一 一日の作業の終了時において、防じんマスクに付着した事故由来放射性物質の表面密度を放射線測定器を用いて測定すること。

二 一日の作業の終了時において、鼻腔内に付着した事故由来放射性物質の表面密度を放射線測定器を用いて測定すること。

(内部被ばくによる線量の測定の基準)

第四条 除染則第五条第三項の厚生労働大臣が定める基準は、防じんマスク又は鼻腔内に付着した事故由来放射性物質の表面密度から算定した除染等業務従事者が一日の作業終了時において除染等作業により受ける内部被ばくによる線量の合計が三月間に換算して一ミリシーベルトを十分下回る場合の数値であることとする。

(外部被ばくによる線量の測定方法)

第五条 除染則第五条第六項の厚生労働大臣が定める方法は、次の各号のいずれかとする。

一 同一の作業場における除染等業務従事者のうち、当該作業場における除染等作業により受ける外部被ばくによる線量の合計が平均的な数値であると見込まれる者について除染則第五条第一項の規定により外部被ばくによる線量の測定を行い、当該測定の結果を、当該作業場における全ての除染等業務従事者の外部被ばくによる線量とみなす方法

二 第二条に規定する方法により算定された平均空間線量率に除染等業務従事者ごとの一日の労働時間を乗じて得られた値を当該者の外部被ばくによる線量とみなす方法

(内部被ばくによる線量の計算方法)

第六条 除染則第五条第七項の厚生労働大臣が定める方法は、昭和六十三年労働省告示第九十三号(電離放射線障害防止規則第三条第三項並びに第八条第六項及び第九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件。以下「昭和六十三年労働省告示」という。別表第一の第一欄に掲げる核種及び化学形等ごとに、次の式により内部被ばくによる実効線量を計算する方法とする。この場合において、吸入摂取し、又は経口摂取した事故由来放射性物質が二種類以上であるときは、それぞれの事故由来放射性物質ごとに計算した実効線量を加算することとする。

式IIc1

この式において、Ei、e及びIは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ei 内部被ばくによる実効線量(単位 ミリシーベルト)

e 昭和六十三年労働省告示別表第一の第一欄に掲げる核種及び化学形等に応じ、吸入摂取の場合には同表の第二欄「経口摂取の場合」にあっては同表の第三欄に掲げる実効線量係数(単位 ミリシーベルト毎ベクレル)

I 吸入摂取し、又は経口摂取した事故由来放射性物質の量(単位 ベクレル)

(線量の算定方法)

第七条 除染則第六条第二項の厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

一 実効線量の算定は、外部被ばくによる一センチメートル線量当量を外部被ばくによる実効線量とし、当該外部被ばくによる実効線量と前条の規定により計算した内部被ばくによる実効線量とを加算することにより行うこと。ただし、除染則第五条第五項の規定により、同項に掲げる部位

に放射線測定器を装着させて行う測定を行った場合にあつては、当該部位における一センチメートル線量当量を用いて適切な方法により計算した値を外部被ばくによる実効線量とすること。

二 等価線量の算定は、腹部における一センチメートル線量当量によって行うこと。

(作業内容の区分)

第八条 除染則第十六条第一項の厚生労働大臣が定める区分は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の保護具は同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの又はそれと同等以上のものとする。

区	分	保護具
除染則第五条第二項第一号に規定する高濃度汚染土壌等(以下この条において単に「高濃度汚染土壌等」という)を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートルを超える場所において行うもの	高濃度汚染土壌等以外の汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートルを超える場所において行うもの	粒子捕集効率が八十五パーセント以上の防じんマスク、全身化防护服(長袖の衣服の上から着用する衣服をいう)、長袖の衣服並びに不透水性の保護手袋及び長靴
高濃度汚染土壌等を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートル以下の場所において行うもの	高濃度汚染土壌等以外の汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートル以下の場所において行うもの	粒子捕集効率が八十パーセント以上の防じんマスク、長袖の衣服並びに不透水性の保護手袋及び長靴
高濃度汚染土壌等以外の汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートル以下の場所において行うもの	高濃度汚染土壌等以外の汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートル以下の場所において行うもの	長袖の衣服、保護手袋及び不透水性の長靴

○厚生労働省告示第四百六十九号

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除去するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成二十三年厚生労働省令第五十二号)第十九条第二項の規定に基づき、除染等業務特別教育規程を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

除染等業務特別教育規程

(特別の教育の実施)

第一条 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除去するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(以下「除染則」という)第十九条第一項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

(学科教育)

第二条 前条の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。

科	目	範	圍	時間
電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	電離放射線の種類及び性質、電離放射線の種類及び性質、電離放射線の種類及び性質、電離放射線の種類及び性質、電離放射線の種類及び性質	電離放射線の種類及び性質、電離放射線の種類及び性質、電離放射線の種類及び性質、電離放射線の種類及び性質、電離放射線の種類及び性質	電離放射線の種類及び性質、電離放射線の種類及び性質、電離放射線の種類及び性質、電離放射線の種類及び性質、電離放射線の種類及び性質	一時間

科 目	範 疇	時 間
除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い	土壌等の除染等の業務を行う者にあつては、次に掲げるもの 土壌等の除染等の業務に係る作業の方法及び順序 放射線測定器の取扱い 外部放射線による線量当量率の監視 汚染防止措置 身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去 保護具の取扱い 土壌等の除染等の業務に係る作業に使用する機械等の取扱い	一時間 分 三十分
除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識	土壌等の除染等の業務を行う者にあつては、次に掲げるもの 土壌等の除染等の業務に係る作業の方法及び順序 放射線測定器の取扱い 外部放射線による線量当量率の監視 汚染防止措置 身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去 保護具の取扱い 土壌等の除染等の業務に係る作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法	一時間
関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）及び除染則中の関係条項	一時間

（実技教育）  
 第三条 第一条の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。

除染等作業の方法に関する知識	土壌等の除染等の業務を行う者にあつては、次に掲げるもの 土壌等の除染等の業務に係る作業の方法及び順序 放射線測定器の取扱い 外部放射線による線量当量率の監視 汚染防止措置 身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去 保護具の取扱い 土壌等の除染等の業務に係る作業に使用する機械等の取扱い	一時間 分 三十分
除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識	土壌等の除染等の業務を行う者にあつては、次に掲げるもの 土壌等の除染等の業務に係る作業の方法及び順序 放射線測定器の取扱い 外部放射線による線量当量率の監視 汚染防止措置 身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去 保護具の取扱い 土壌等の除染等の業務に係る作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法	一時間

○農林水産省告示第二千四百二十一号

農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年農林水産省令第六十六号）第七條第二項及び東日本大震災復興特別区域法第四十九條第二項及び第五十五條第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令（平成二十三年内閣府・農林水産省令第九号）第一条第二項の規定に基づき、農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第七條第二項及び東日本大震災復興特別区域法第四十九條第二項及び第五十五條第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令第一条第二項の農林水産大臣が定める書類を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

農林水産大臣 鹿野 道彦

農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第七條第二項及び東日本大震災復興特別区域法第四十九條第二項及び第五十五條第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令第一条第二項の農林水産大臣が定める書類

農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第七條第二項及び東日本大震災復興特別区域法第四十九條第二項及び第五十五條第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令第一条第二項の農林水産大臣が定める書類は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項が記載された書類

イ 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。）第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業（当該復興整備事業を実施するため、農地（法第二条第六項に規定する農地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにし、又は農地を農地以外のものにするため当該農地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならぬものに限る。以下「特定復興整備事業」という。）の名称及び地区名並びにその実施主体

ロ 特定復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地の所在地番、地目及び面積

ハ 特定復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地の転用によつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

ハ 特定復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地の転用によつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要